

印紙税関係

成功報酬がある業務委託に係る 印紙の取扱い

1 はじめに

印紙税法に規定する課税物件表に掲げられる文書には印紙税が課され(印法2)、一般に収入印紙を当該文書に貼付することで納税が完了する(印法8)。

実務においては、当該文書が課税物件表のいずれに該当するか、判断に悩むことが少なくない。ここでは特に混同しやすい第2号文書「請負に関する契約書」と第7号文書「継続的取引の基本となる契約書」について例を用いて解説する。

2 事例(契約書要旨)

- ①A社は、B社に顧客を紹介する。
- ②B社は、紹介された顧客と契約成立した場合、A社に成功報酬を支払う。
- ③紹介件数に応じた報酬はなく、紹介件数のノルマなどもない。
- ④A社は顧客を紹介するところまでが業務内容であり、B社と顧客の契約には関与しない。
- ⑤契約期間の定めはない。

3 第2号文書に当たるか 否かの判断

他者に仕事を依頼する場合、雇用契約、請負契約、委任契約といった契約に分かれるが、請負契約と委任契約は混同しやすい。請負は報酬をもって仕事の完成を依頼する契約である(民法632)。一方委任(準委任)は

何らかの行為を委託し、相手方が受託することで成立する(民法643、656)。

請負契約は課税物件表における第2号文書に該当することとなるが、委任契約は印紙税の対象外である。判断のポイントとしては、第一に仕事の完成が求められているか、第二に報酬を伴うか、の2点が挙げられる。

本事例では、ノルマが設定されておらず、結果として紹介件数がゼロであったとしても問題がない。また成約した場合の報酬は設定されているものの、④の通りA社の仕事は顧客を紹介した時点で完了しており、当該報酬はA社の仕事への対価ではなく、謝礼の意味合いが強い。

これらの点から、この契約は委任契約であり、第2号文書「請負に関する契約書」に当たらないと判断できる。

4 第7号文書に当たるか 否かの判断

委任契約は印紙税の対象外と上述したが、第7号文書「継続的取引の基本となる契約書」に該当する場合は別である。売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負の継続取引にかかる契約書や、売買、金融機関業、保険業、株式事務の継続委託にかかる契約書などが第7号文書に該当する(印令26①一、二)。

本事例ではこれらの委託業務に当てはまらないため、第7号文書にも当たらない。

5 その他の留意事項

本事例の要旨に限って判断した場合、課税文書に当たらないとしたが、他に課税文書に当たる内容が盛り込まれていないか留意すべきである。

例えば、紹介した顧客の分析を行い定期的に報告書にまとめ、報酬を受け取ることが示されている場合、請負契約となり第2号文書及び第7号文書のいずれにも該当する。

なお、契約書の名称が業務委託契約書となっていたとしても、文書に示されている内容により判断されるため、名称だけで結論付けることはできない。

6 おわりに

近年、パソコン等で作成された文書データ自体を契約書の原本とする契約も増えているが、契約の成立を証明する目的で作成される文書が印紙税の課税対象であるため、このような文書データは課税対象とならない。

一方で電子帳簿保存法の影響もあるため、契約書及び文書データの管理には十分な配慮が必要である。

右山研究グループ
税理士 板橋 敏夫